

白川町
新型インフルエンザ等対策行動計画

<総論>

はじめに

1 背景

新型インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症」をいう。以下同じ。）は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

20 世紀では、1918 年（大正 7 年）に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で約 4 千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約 39 万人が死亡している。また、1957 年（昭和 32 年）にはアジアインフルエンザ、1968 年（昭和 43 年）には香港インフルエンザがそれぞれ大流行しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザ（H5N1 型）が流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている。また、2009 年（平成 21 年）には、新型インフルエンザ（A/H1N1）（インフルエンザ H1N12009）の発生もあり、このような鳥インフルエンザのウイルスが変異することにより、人から人へ感染する新型インフルエンザ発生の危険性が高まっているとして世界各国に注意喚起している。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の作成

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関等の事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、

新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

町は、町民に最も近い行政単位であり、求められる役割として危機管理部門と公衆衛生部門が中心となって町民生活への支援、独居高齢者や障がい者等の社会弱者への対策、個人・家庭・地域に向けての啓発、行政サービス機能の維持を行う。

白川町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）は、特措法第8条に基づき作成するものであり、県、市町村、医療機関、事業者、個人のそれぞれが対策の基本的方針や役割等を共通に理解し、一体となって展開していくため必要な事項を定めるものである。

今後、この行動計画をもとに、行政の機能やライフライン機能維持への対策を推進するとともに町民への新型インフルエンザ等に対する普及啓発と予防対策の推進を図っていくこととする。なお、国、県の対策の進展や改善事項をふまえ、適宜見直しを行い、実効性を高めていくこととする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

I 対策の基本方針

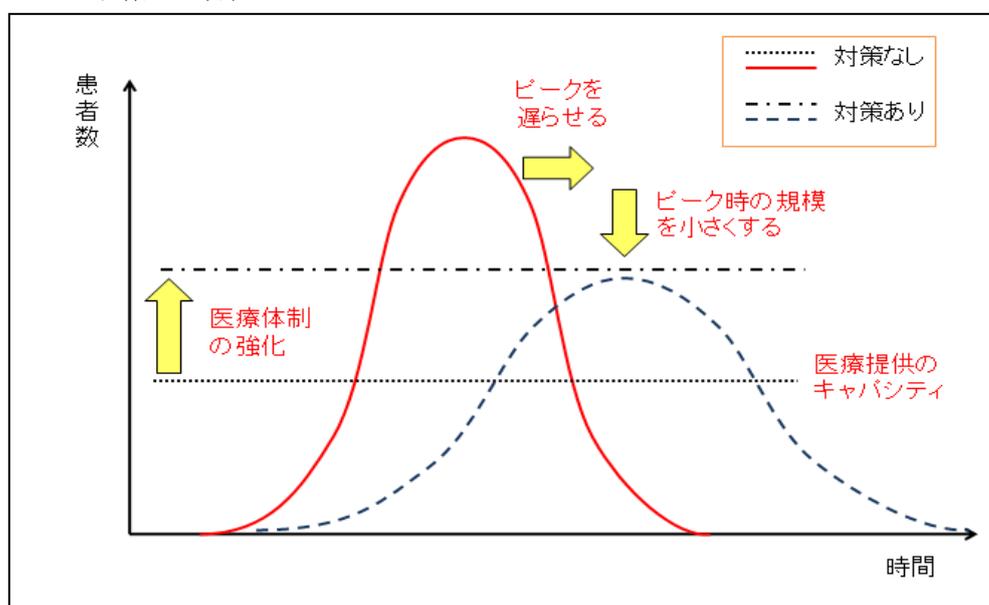
1 目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入を避けることはできないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的に、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

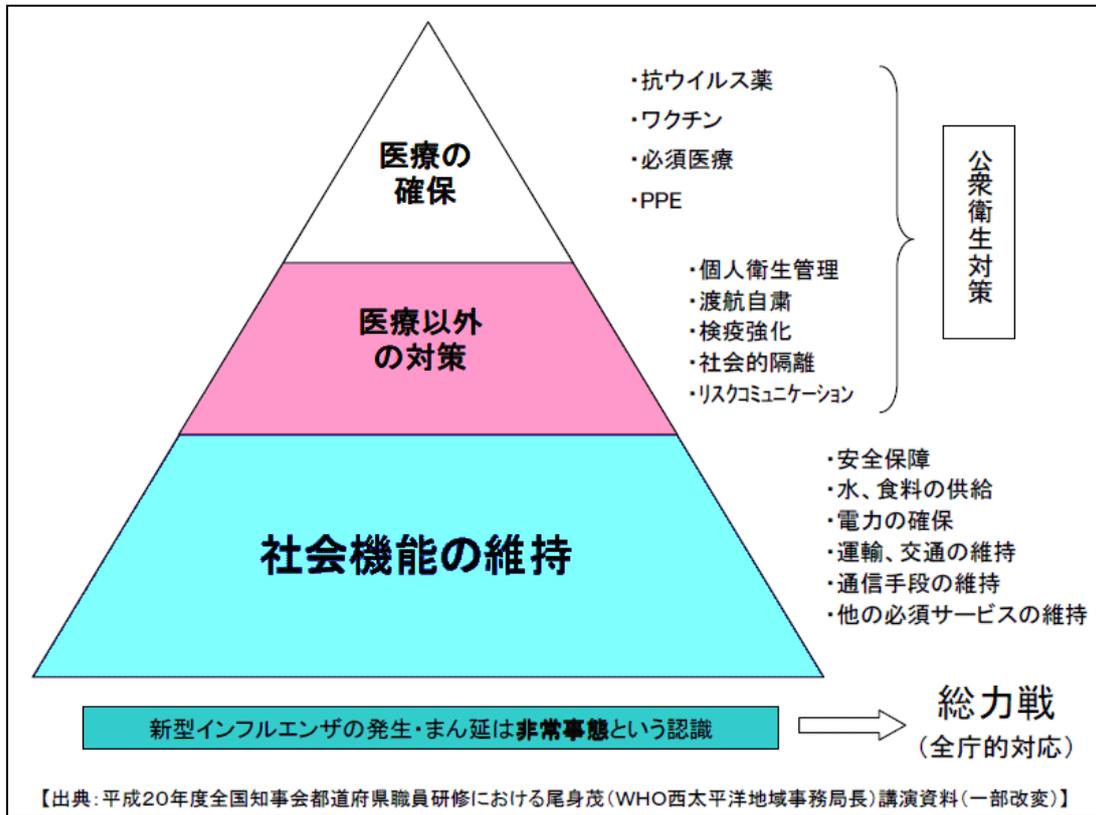
- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

図1 公衆衛生対策のイメージ



- 2) 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする。
- ・地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
 - ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

図2 大流行に備えた対策イメージ



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策（以下「対策」という）は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の事項を基本とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、〈各論〉において、発生段階毎に記載する。）

1) 発生前の段階

発生前の段階では、国や県による水際対策の構築や、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、町における医療体制の整備、ワクチン接種体制の整備、町民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

また、県・近隣市町村・企業による事業継続計画等の策定などとの相互の連携をはかり、新型インフルエンザ等の発生に備える必要があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。当該対策では、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS（サーズ）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。町においては情報収集に努めると共に、県等の行う対策に適宜協力する。

2) 発生が確認された段階

世界で新型インフルエンザ等の発生が確認された段階で、直ちに、当該対策実施のための体制に切り替える。

県内での患者が確認されるまでの間は、県において保健所、検疫所及び医療機関が連携し、感染のおそれがある者に対する調査、指導等により感染者の早期発見及び感染拡大の防止を図る。町においては情報収集に努める。

3) 県内で発生が確認された段階

県内で患者が確認された当初の段階では、県においては上記に加え、患者の入院勧告や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者

の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じ、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。町においては情報収集に努めると共に、県等の行う対策に適宜協力する。

4) 県内で感染が拡大された段階

県内で感染が拡大した段階では、県と国が協議の上、事業者等と相互に連携して、医療の確保、町民の生活や経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

なお、社会の緊張により、予期しない事態が生じることも考えられるため、県と国が協議の上、社会の状況に応じて臨機応変に対処し、現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。町においては情報収集に努め、県や国と連携し、適宜協力する。

5) 町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合の新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて、積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

3 対策実施上の留意点

町は、県、指定公共機関及び指定地方公共機関（P28 参照）と連携して、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1) 基本的人権の尊重

当該対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛要請、学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限の要請等(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売渡しの要請(特措法第55条)等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものとする(特措法第5条)。

具体的には、法令の根拠があることを前提として県が中心となり、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

3) 関係機関相互の連携協力の確保

白川町新型インフルエンザ等対策本部(特措法第34条)。(以下「町対策本部」という)は、政府対策本部(特措法第15条)及び岐阜県対策本部(特措法第22条)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

必要に応じて、町対策本部長は県対策本部長に対して、当該対策に関する総合調整を行うよう要請をする事ができる。(特措法第36条第2項)

4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部、町対策本部における当該対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

Ⅱ 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した病原体の病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫力等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

町行動計画の策定に当たっては、政府行動計画・県行動計画において想定される流行規模に関する数値を参考に試算すると例として次の事項がような発生状況が予想される。（表1）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、この規模を超える事態となり得ることも念頭に置くことも重要である。

表1 流行規模及び被害想定

項目		町内	県内	全国
流行期間		約8週間		
患者（人口の25%）		約2,500人	約52万人	約3,200万人
受診者数		約1,000人 ～約1,900人	約20万人 ～約40万人	約1,300万人 ～約2,500万人
中等度※1 （致命率 0.53%）	入院患者 （1日当たり最大）	約42人 （約8人）	約8,600人 （約1,600人）	約53万人 （約10.1万人）
	死亡者数	約13人	約2,800人	約17万人
重度※2 （致命率 2.0%）	入院患者 （1日当たり最大）	約160人 （約30人）	約32,500人 （約6,500人）	約200万人 （39.9万人）
	死亡者数	約50人	約10,400人	約64万人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度		

※1：アジアインフルエンザ並み

※2：スペインインフルエンザ並み

【参考：政府行動計画（抜粋）】

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される¹⁷など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

¹⁷ WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 平成21年（2009年）WHO ガイダンス文書

政府行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

- ・ 全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人¹⁸と推計。

¹⁸ 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人と推計。

- ・ 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約 2,500 万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人となると推計。
- ・ 全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 10.1 万人（流行発生から 5 週目）と推計され、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 39.9 万人と推計。
- ・ なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

- ・ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間¹⁹）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度²⁰と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

¹⁹ アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約 2 週間と設定されている。

National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, May 2006)

The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006))

²⁰ 平成 21 年（2009 年）に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約 1%（推定）

Ⅲ 対策の基本項目

1 対策における各段階の概要

当該対策では、その発生状況に応じて取るべき対応が異なり、あらかじめ検討の上、準備する必要があることから5つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。これはWHOが宣言（実施）するフェーズを参考にしつつ、実情に応じた戦略を検討するのに適した段階として定めたものである。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

表2 発生段階

流行状態		発生段階		
		町 行動計画	県 行動計画	政府 行動計画
前 段階	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期	未発生期
第1 段階	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県内 未発生期	県内 未発生期	海外 発生期
	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態			国内 発生早期
第2 段階	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	県内 発生早期	県内 発生早期	国内 感染期
第3 段階	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染 期	県内感染 期	
第4 段階	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期	小康期

図3 国及び地域における発生段階

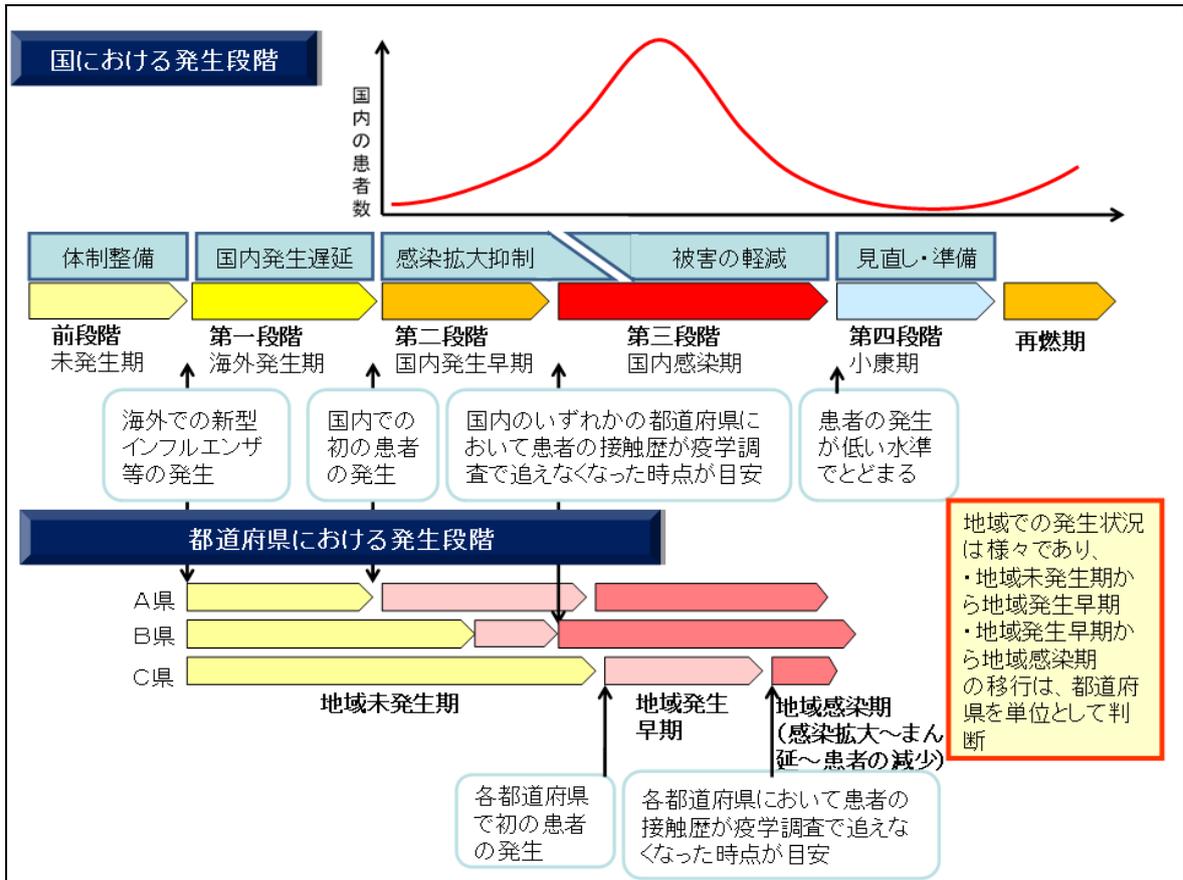


図 4各段階における対策一覧

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	県の判断	国内感染期	小康期	再燃期
			県内未発生期	県内発生早期		県内感染期		
サーベイランス体制	患者数	○ 岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス(県内約300定点によるインフルエンザ患者の把握)		○ 岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス(県内約300定点によるインフルエンザ患者の把握)		○ 岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス(県内約300定点によるインフルエンザ患者の把握)		
	入院者	○ 入院サーベイランス(県内5医療機関によるインフルエンザの入院者の把握)		○ 入院サーベイランス(県内5医療機関によるインフルエンザの入院者の把握)		○ 入院サーベイランス(県内5医療機関によるインフルエンザの入院者の把握)		
	ウイルス	○ ウイルスサーベイランス(流行するインフルエンザのウイルスの性状の把握)		○ ウイルスサーベイランス(流行するインフルエンザのウイルスの性状の把握)		○ ウイルスサーベイランス(流行するインフルエンザのウイルスの性状の把握)		
	集団発生	○ 学校サーベイランス(学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者、休業状況の把握)		○ 学校サーベイランス(学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者、休業状況の把握)		○ 学校サーベイランス(学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者、休業状況の把握)		
医療提供体制	外来	帰国者・接触者外来			すべての医療機関が対応 ※在宅療養患者への支援 ・ファクシミリによる処方 ・訪問看護 等		通常の医療体制 再燃期の準備	
	入院	感染症指定医療機関		入院医療機関		入院医療機関		
相談体制	トリアージ	帰国者・接触者相談センターの設置						
	一般	○ コールセンターの設置 → 状況に応じ、順次縮小						
予防・まん延防止 新型インフルエンザウイルス の特性(病原性、感染力)に応じ 対策を選択		濃厚接触者の外出自粛、健康観察等		医療従事者等への 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与		基本的な感染対策(マスク、咳エチケット、手洗い等)の徹底 有症者の出勤・出席停止、受診勧奨 学校等の臨時休業(学校単位) 公共交通機関等でのマスク着用の励行 等		
		緊急事態宣言		<特措法による措置(地域単位)> 不要不急の外出の自粛 イベント等の中止、延期 学校等の臨時休業、入学試験の延期 多数の者が集まる施設の使用制限 等		県内感染期では、特別な状況(患者数の増加 が地域医療のキャパシティを超え、死亡者の 増加が見込まれるような場合)に実施		
ワクチン	○国の方針等を基に、県民が速やかに接種できるよう県、市町村、県医師会、医薬品卸売業者が連携し、体制を整備のうえ、実施							
県民の生活及び経済の安定の確保		事業者に対し、従業員の健康管理及び職場における感染予防策を行うよう依頼						
		緊急事態宣言		県民に対し、消費者としての適切な行動を呼びかけ		生活相談窓口の設置 指定(地方)公共機関の業務計画実施、登録事業者の業務継続 緊急物資の運送の要請等、生活関連物資の価格の安定、犯罪の予防・取締り等 物資の売渡しの要請等、火葬・埋葬の特例措置、生活支援 事業者への金融支援等		

2 町の行動計画の主要 6 項目

町の行動計画は、当該対策の主たる目的（「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」「町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」）を達成するための対策について、「①実施体制」、「②情報提供・共有」、「③まん延防止に関する措置」、「④予防接種」、「⑤医療」、「⑥町民の生活及び地域経済の安定に関する措置」の 6 項目に分けて立案している。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、危機管理部門（総務課）と公衆衛生部門（保健福祉課）が中心となり、全町一丸となった取り組みが求められる。

<白川町新型インフルエンザ等対策本部の設置>

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置され、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、直ちに「**新型インフルエンザ等対策本部**」を設置し、総合的な対策を全町的に協議し、流行規模に応じた対応策の検討を行う。なお、迅速な対応を行うため、災害対策基本法第 23 条の 2 に基づく白川町災害対策本部の組織に準じる。

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 設置基準 | 新型インフルエンザ等発生後（第一段階以降）に設置 |
| | | 〔政府により「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合は直ちに設置する〕 |
| 2 | 組織 | |
| 3 | 所掌事務 | 当該対策の総合的な調整と実施 |
| 4 | 主な役割 | ・発生動向の把握に関すること
・町民に対する正確な情報提供に関すること
・新型インフルエンザ等発生時に特に対応すべき業務の実効性を確保すること
・新型インフルエンザ等流行時に、なお継続すべき優先通常業務を継続し、行政サービスの確保に取り組むこと
・新型インフルエンザ等のまん延防止や町民の生活への支援において中心的な役割を担う県との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めるほか、国の関係機関等との情報交換などを通じ、国際的な情報収集と連携の強化を図ること |

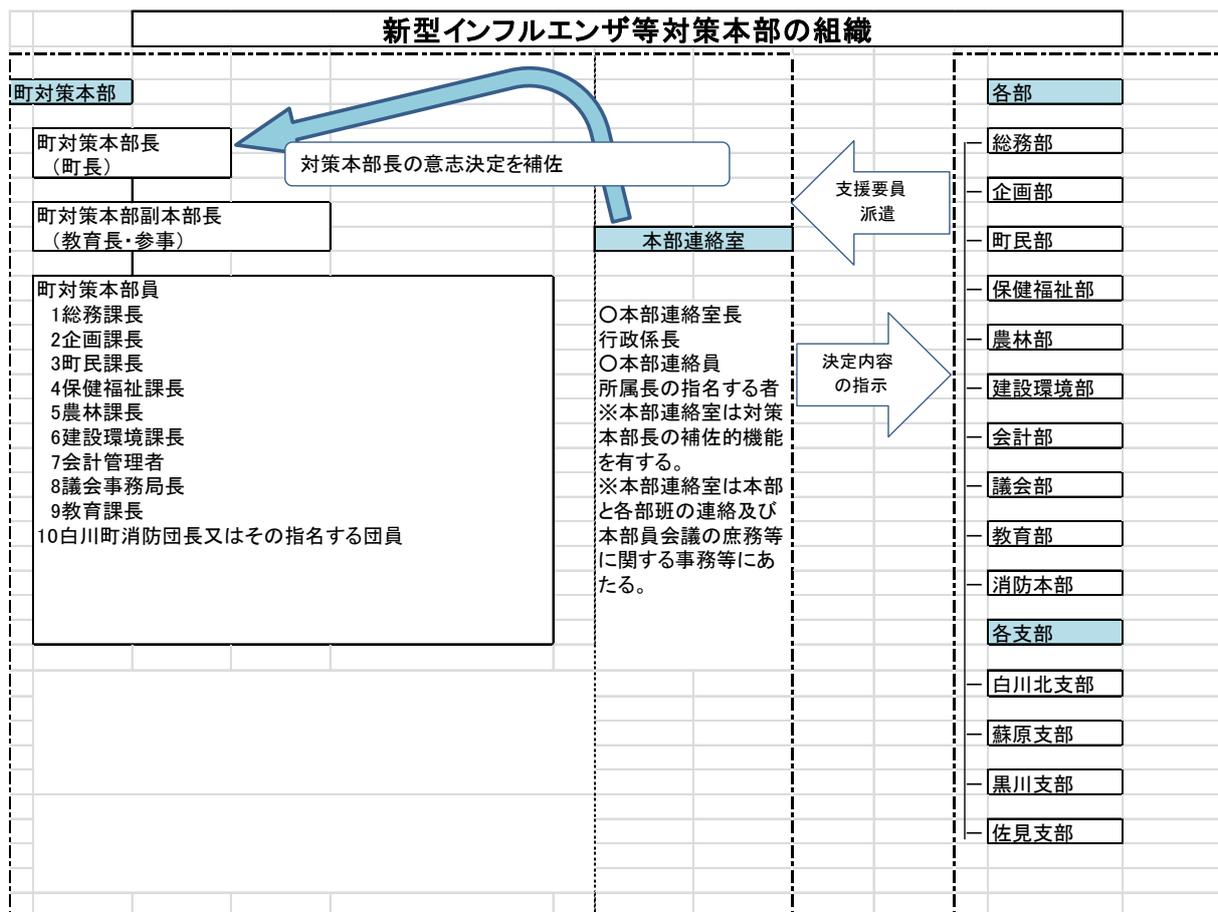
- ・当該対策における予防接種の「特定接種」「住民接種」の実施をする

平時より各部局等は、新型インフルエンザ等の感染拡大（まん延）防止や、住民活動への支援において、国、県、関係機関・団体との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めるほか、国、県との情報交換等を通じ、情報収集と連携の強化を図る。

県内発生時には、県対策本部から町対策本部へ例として次の事項が要請されるが、発生後ただちに行動できるよう準備が必要となる。

町内学校の休校、町営の集客施設の休館、
町内の集客施設事業者への営業自粛要請、町内のイベント、
自治会行事等の自粛

図5 白川町新型インフルエンザ等対策本部の組織



町対策本部の補佐

	機 能
本部連絡室	（統括） <ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部会議の運営に関する事項 ・情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
	（対策） <ul style="list-style-type: none"> ・町が行う当該対策に関する調整 ・他市町村に対する応援の求め ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
	（情報通信） <ul style="list-style-type: none"> ・以下の情報に関する国、県、他市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○感染情報 ○救援の実施対応状況 ○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 ・町対策本部の活動状況や実施した対策記録 ・通信回線や通信機器の確保
	（広報） <ul style="list-style-type: none"> ・感染状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
	（庶務） <ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 ・町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

各部、各支部における業務

部局名	新型インフルエンザ等対策における業務
総務部 (総務課)	行政班 <ul style="list-style-type: none"> ・当該対策の全般に関すること ・各部班との連絡調整に関すること ・備蓄品、物品の受理配布ならびに発送に関すること ・庁舎内の消毒、防疫体制の整備に関すること ・消防に関すること ・行動制限に関すること ・県本部・現地調整所メンバー、各部の連絡調整に関すること ・報道機関との連絡調整 ・防災行政無線の管理運用に関すること ・事業継続計画の策定に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の健康管理体制の整備に関する事 <p>財政班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算等町財政に関する事 ・ 庁舎及びその他の公有財産等の対策に関する事 ・ 行政班の実施事項の応援に関する事
企画部 (企画課)	<p>企画班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事態発生、危機管理体制移行時の広報に関する事 ・ 町民や職員に対する当該対策に関する広報・啓発 ・ 行政班の実施事項の応援に関する事 <p>商工班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業関係、観光施設の防疫に関する事 ・ 町内事業者の事業継続計画策定（BCP）の策定指導に関する事 ・ 災害対策のための労務者の確保に関する事 ・ 生活必需物資の確保及び配給に関する事
町民部 (町民課)	<p>住民班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報の収集・回答に関する事 ・ 警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関する事 ・ 火葬等に関する事 ・ 災害用食料供給に関する事 ・ 新型インフルエンザ等相談窓口に関する事 ・ 遺体受け入れに関する事 <p>税務班、地籍調査班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民班の実施事項の応援に関する事
保健福祉部 (保健福祉課)	<p>福祉班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ 社会福祉施設対策に関する事 ・ 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ・ 援助物資の配給に関する事 <p>保健班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事態発生時における防疫に関する事 ・ 感染情報の収集・整理に関する事 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・ 保健衛生施設対策に関する事 ・ 新型インフルエンザ等相談窓口に関する事 ・ 医療・助産救護体制の整備に関する事 ・ 患者の調査及び対策に関する事 ・ 予防接種に関する事

<p>農林部 (農林課)</p>	<p>農林班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物等農務関係対策に関する事 ・農業、林業施設の防疫に関する事 ・白川町高病原性鳥インフルエンザ対策に関する事 ・援助物資の配給に関する事
<p>建設環境部 (建設環境課)</p>	<p>環境班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ、し尿処理その他清掃に関する事 ・公害防止対策に関する事 ・町営住宅の防疫に関する事 <p>土木班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の交通規制に関する事 ・道路、橋梁等の対策に関する事 ・道路交通の応急対策に関する事 ・復旧に関する事 <p>水道班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道施設の管理に関する事 ・事態発生時の給水対策に関する事 ・事業継続計画の策定に関する事
<p>教育部 (教育課)</p>	<p>学校教育班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育財産、その他教育施設関係の対策に関する事 ・児童、生徒、教職員の安全確保に関する事 ・児童、生徒の授業に関する事 <p>子育て支援班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園対策に関する事 ・園児の安全確保に関する事 ・学校教育班実施事項の応援に関する事 <p>生涯学習班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館等の避難施設開設、運営に関する事 ・公民館、社会教育施設等の対策に関する事 <p>給食班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事態発生時の学校給食に関する事
<p>会計部 (会計室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事態発生時に必要な物品に関する事 ・災害関係費の出納に関する事
<p>議会部 (議会事務局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の連絡等全般に関する事
<p>各支部 ・白川北支部 ・蘇原支部 ・黒川支部 ・佐見支部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所管区域内における当該対策関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事 ・所管区域内の連絡、調整に関する事。

＜新型インフルエンザ等情報の収集と報告＞

町は、関係機関と連携して電話、その他通信手段により、新型インフルエンザ等が発生した日時及び場所、地域など概況について収集する。

また、町は新型インフルエンザ等発生の第一報についてはただちに保健所、県に報告する。その後も随時、情報収集に努めるとともに収集した情報を逐一、報告する。

〔2〕情報提供・共有

サーベイランスについて主体は国、県で行う。国が企画する各種サーベイランスを実施するとともに、一般社団法人岐阜県医師会（以下「県医師会」という。）と県が連携し「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」を運用している。県においては、これらのサーベイランスにより得られるインフルエンザ等に関する情報の他、WHOなどの国際機関や国内外の専門家が発するインフルエンザ等に関する様々な情報等を収集・分析し、効果的な対策を早期に実施する。

町においては、危機管理部門（総務課）と公衆衛生部門（保健福祉課）を中心に情報提供の一元化を図るとともに、流行状況に応じて、国内外の発生状況・対応状況等について、定期的に町民に対して情報発信を行う。

新型インフルエンザ等の感染防止やパニック防止の観点から、適宜、町民全体で情報を共有でき、町民がこれら情報を広く受け取れるように、町ホームページを始めとする複数の情報提供媒体の設定、理解しやすい内容での情報提供を行う。

発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、町民、学校、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の当該対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要である。

また、患者やその家族等の人権には十分に配慮し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与する事を伝える事が重要である。

町に相談窓口を設置し、町民からの問い合わせに対応する。また、県においてはコールセンターが設置されるため、これについても活用していく。

【災害時要援護者対策】

高齢者、障がい者、外国人、観光客、妊婦、乳幼児等の「災害時要援護者」は、事態発生時に身体面及び情報面のハンディキャップのため迅速な行動がとりにくいことから、事態発生時における支援体制を確立し、適切な措置と安全の確保を図る。

災害時要援護者 次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受けることが不可能又は困難な者
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者
(乳幼児、重篤な傷病者、身体・知的・精神障がい者、高齢者、妊婦、外国人、観光客等)

- ・ 町は、日頃から災害時要援護者の詳細情報の把握に努める。
 - ① 居住地、電話番号
 - ② 家族構成
 - ③ 保健福祉サービスの提供状況
 - ④ 連絡先
 - ⑤ 安否確認の方法（複数）
 - ⑥ 生活環境
- ・ 新型インフルエンザ等発生直後、関係機関の協力を得て、災害時要援護者の名簿や地図あるいは民生委員等の情報を利用し、災害時要援護者の迅速な状況発見に努める。
- ・ 行動制限が長期化した場合、また、災害時要援護者が多数に上り、対処不能の時は、県と調整し災害時要援護者に配慮した必要な人員の確保を図る。特別な食料(柔らかい食品、粉ミルク等)を必要とする者に対しては、県等の関係機関と連携し、確保に努める。
- ・ 自治会及び自主防災組織等に当該地区内の状況の把握、啓発等について協力を要請する。
- ・ 災害時要援護者自身が介護方法、医療データ(通院先、常備薬等)、必要な用具、補装具、非常時の連絡先等を記したものを携帯するよう助言を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時には災害時要援護者への支援や協力を地区毎に複数検討しておく。

(3) まん延防止に関する措置

個人対策については、町内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人ごみを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は必要に応じ、不要不急の外出自粛要請（特措法第45条第1項）等を行う。町においては、県の要請に基づき、周知徹底及び町有施設に関する対応を行う。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ等対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は必要に応じ、施設の使用制限の要請（特措法第45条第2項）等を行う。

町内で発生した場合、保健所と協力しながら、まん延防止対策を実施する。

【患者対策】

直ちに患者に対し、新たに接触者を増やさない環境下（入院）で、抗インフルエンザウイルス薬等を用いて適切に治療し、新たな感染経路を絶ち、感染源を減らす。

【接触者対策】

積極的疫学調査を実施し、患者の接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に必要に応じて抗インフルエンザ薬等の予防投与と健康観察を行う。これにより、患者からウイルスの曝露を受けた者が新たな患者となり、地域内に感染を拡大させることを阻止する。

【保育園・学校等の対策】

保育園、学校、通所施設等では感染が広がりやすく、また、このような施設で感染が起こった場合、地域流行の中心となる危険性がある。そのため、国内発生早期から保育園、学校、通所施設等の臨時休業を実施するとともに、各学校等へ入学試験の延期等を要請する。

【社会対策】

外出や集会の自粛要請等の地域対策、不要不急の事業の自粛要請等の職場対策を行い、人との接触の機会を減らし、地域や職場における感染機会を減少させる。

【相談窓口の開設】

県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。
町民向けの総合相談窓口を設置し、広範囲な内容の相談・問い合わせを受ける体制を整える。
災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

【廃棄物処理対策】

町は新型インフルエンザ等の感染予防のため、町民に対し、ティッシュなどの感染性廃棄物はビニール袋にしっかり入れて口を縛って廃棄するなど具体的な啓発に努める。

（４）予防接種

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。但し、ワクチン接種が唯一の対策ではないこと、個人の感染予防対策を確実にを行う事が大切なことを繰り返し周知し、パニックを防ぐことも重要である。

当該対策における予防接種については、「特定接種」（医療の提供や国民生活及

び国民経済の安定等の業務に従事する者に対する接種。特措法第 28 条) と「住民接種」(一般国民に対する接種。特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項) が予定されている。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目ではインフルエンザに限って記載する。

町は、住民接種の実施主体として、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て、原則として、町民を対象に集団的接種を行う。

県においては、ワクチンの接種が円滑に行われるよう、国が定めるワクチン接種体制(政府行動計画参照)を基に、市町村、県医師会、医薬品卸売業者等と実施体制について協議・調整を行うとともに、実施主体となる市町村に対する支援を行い、県民に対しては、ワクチン接種に関する情報提供を行う。

また、県、市町村及び指定(地方)公共機関は、特定接種が行われることとなった場合、当該対策に従事する職員に対し特定接種を実施する。

【参考：政府行動計画(抜粋)】

ii) 特定接種

ii-1) 特定接種について

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定(地方)公

共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとする。

また、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

ii -2) 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

iii) 住民接種

iii -1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に

応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

iii-2) 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

v) 医療関係者に対する要請

国及び都道府県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

(5) 医療

県においては以下のような対策を講じることとしている為、町においては県と連携のもと、医療の実施に協力する。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会・地域医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。特に、患者が急増した場合には、限られた医療資源を有効に活用するための診療所、病院、保健所の役割分担等について、各者と連携し体制を確立しておく必要がある。なお、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

二次医療圏等の圏域単位では、保健所が中心となり実施する対策会議に参加し、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、消防等と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

県において設置される「帰国者・接触者相談センター」を必要時には活用する。

新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、医療機関内

においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内での感染防止に努める。また、医療従事者（救急隊員等で業務上患者やその検体と直接接触する可能性がある者を含む。以下同じ。）は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、国の見解に従いワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬等の予防投与を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも多くの患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は感染症指定医療機関以外を含む医療機関への入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする。その際、必要に応じ、臨時の医療施設（医療法施行規則第10条、特措法第48条第1項）等に患者を入院・入所させる。

【抗インフルエンザウイルス薬等】

県は、抗インフルエンザウイルス薬等については、国が示す計画に従い、国、県、流通備蓄合わせて県民の45%に相当する量を目標として備蓄する。発生時には、医師会、医薬品卸売業者等と連携して抗インフルエンザウイルス薬等の流通状況を把握し、必要に応じ流通調整、備蓄抗インフルエンザウイルス薬等の放出等を行う。町は、県と密接な連携の元、対応する。

【必要な物資及び資材】

当該対策のために必要な物資や資材の備蓄は、防災のための物資や資材の備蓄と相互に兼ねる。そのため品目、備蓄量、備蓄先、供給要請先等を確実に把握しておくとともに、必要となる

物資や資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

長期にわたった場合においても、物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

（6）町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等は、多くの国民が患い、各地域での流行が約8週間程度続くと言われており、町民の生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民の生活及び経済への影響が最小限となるよう、国・県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者と連携をし、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前は、その発生を想定し、事業継続計画等の作成により、職場における感染対策の実施、従業員の勤務体制、特定接種の体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが必要である。新型インフル

エンザ等の発生時は、職場における感染対策の実施に努めるとともに、事業継続計画等を実行し、それに応じた活動を維持する。

IV 対策推進のための役割分担

当該対策を推進するに当たり、関係機関等の役割について以下に示す。

1. 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら当該対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定（地方）公共機関」という。）が実施する当該対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し（特措法第18条第1項）、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2. 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。

新型インフルエンザ等の発生前は、「岐阜県新型インフルエンザ等対策推進会議」を開催するなど、全庁的な取組を推進するとともに、各部局では県行動計画や各省庁が定める具体的な対応を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合における所管事務の具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、直ちに県対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針に基づき、全庁一体となった対策を強力に推進する。

また、平時から市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

3. 市町村

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

4. 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

5. 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する（特措法第3条第5項）。

- ・ 指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
- ・ 指定地方公共機関：都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。

6. 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第 4 条第 3 項）。

7. 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

8. 町民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザ等においても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

住民支援の最前線である市町村に求められる役割として、下記の 3 点が柱となる。

- 1) 予防接種の実施
- 2) 個人・家庭・地域にむけての啓発・普及
- 3) 住民生活への支援
- 4) 行政機能の維持

白 川 町
新型インフルエンザ等対策行動計画

<各 論>

I 各段階における対策

1 前段階：未発生期

新型インフルエンザ等が発生していない状態
 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【前段階】 未発生期	
目的	発生に備えて体制の整備を行う。 国との連携の下に発生の早期確認に努める。
県の対策	1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、県行動計画等を踏まえ、市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、県民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3) 海外での新型インフルエンザ等発生を早期に察知するため、国との連携を図り、継続的な海外からの情報収集を行う。
町の対策	1 新型インフルエンザ等の情報収集、防疫体制の整備、関係機関と情報共有を図る 2 町民に対し、当該対策に関する正しい知識を普及する 3 町民生活に支障をきたさないような業務対応を考慮し、事業継続計画の策定をする 4 予防接種の円滑な実施に向けて体制を整備する

◇ 具体的対策 ※[〇〇課]は主に推進する課を記載している

1 実施体制

- 町は、県行動計画に基づき、町行動計画を作成、改定する（特措法第8条第1項）。【**保健福祉課、総務課**】
- 各部局で流行時になお継続すべき優先通常業務の洗出しと人員配置計画の策定を進め、行政サービスの継続を図る。【**総務課**】
- 県、関係機関、関係団体と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。【**保健福祉課、総務課**】
- 町民からの相談に応じる為の相談窓口を設置する準備を進める。【**保健福祉課、町民課**】

2 情報提供・共有

- 県が国と連携のもと行う新型インフルエンザ等に関する情報収集内容を把握する【**保健福祉課、総務課**】
- 県医師会と連携し、県内のインフルエンザ等受診患者数の状況について岐阜県リアルタ

イム感染症サーベイランスシステムにより把握する。**〔保健福祉課、総務課〕**

- ・ 国立感染症研究所の学校欠席者情報収集システムにより、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者及び臨時休業（学級・学年閉鎖、休校等）の情報を迅速に収集、集計し、地域のインフルエンザ等の流行状況を把握する。**〔教育課、保健福祉課〕**
- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、広報しらかわ・音声告知端末放送・ケーブルテレビ等の媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。その際、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝える。**〔総務課、企画課、保健福祉課〕**
- ・ マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。**〔保健福祉課〕**

3 まん延防止に関する措置（防疫体制）

- ・ マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要の外出を控えること、マスク着用・咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。町内各学校、保育園、福祉施設等での手洗い、マスクの着用、予防策の周知など標準的な予防策、飛沫感染防止等を図る。また全家庭に体温計を常備し、平熱の確認といつでも測定できるよう周知していく。**〔保健福祉課、教育課、企画課〕**
- ・ 学校、家庭を含めて家きんを飼養している者に対して、新型インフルエンザ等の発生が予測される場合は、家きんと野鳥の接触をさけるよう、周知徹底を行う。**〔農林課、保健福祉課、教育課〕**
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請（特措法第 45 条第 1 項）等の感染対策についての理解促進を図る。**〔保健福祉課〕**
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、職場等における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策についての理解促進を図る。**〔保健福祉課〕**
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用又は催物の開催の制限の要請（特措法第 45 条第 2 項）等の対策について周知・準備を行う。**〔総務課、企画課〕**

4 予防接種

（ワクチンの供給体制）

- ・ 県が中心となり、国が構築するワクチン流通体制を基に、市町村、県医師会、医薬品卸売業者等と協議・調整を行い、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。**〔保健福祉課〕**

（特定接種）（特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種）

- ・ 国が定める登録実施要領に沿って、国が行う事業者に対する登録作業に係る周知、事業者の登録申請の受付等に協力する。**〔保健福祉課〕**
- ・ 県、市町村及び指定地方公共機関は、特定接種対象者となる職員をあらかじめ把握するとともに、職員への接種体制を構築する。**〔総務課〕**

(住民接種)

- ・ 町は、特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を速やかに行うため、地域医師会、事業者、学校関係者等と協力し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行うこととし、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。**【保健福祉課】**

(情報提供)

- ・ 県及び市町村は、当該対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、国が行う国民への理解促進に協力する。**【保健福祉課】**

5 医療

【地域医療体制の整備】

- ・ 発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療提供体制について協議、確認を行う。特に、患者が急増した場合に、限られた医療資源を有効に活用するための診療所、病院、保健所の役割分担等について、各者と連携した体制を確立しておく。**【保健福祉課】**
- ・ 保健所が行う、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。**【保健福祉課、総務課】**

【県内感染期に備えた医療の確保】

- ・ 県内感染期に備え、県が進める以下の医療提供体制の情報を収集する。**【保健福祉課】**
- 医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成の支援に努める。
 - 感染症指定医療機関等のほかに、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
 - 入院治療に必要な新型インフルエンザ等の患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
 - 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、市町村と協力し、臨時の医療施設（特措法第 48 条）等で医療を提供することについて検討する。
 - 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
 - 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

- ・ 県と共に、県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に依頼するとともに、必要な支援を行う。**【県、総務課】**

【手引きの周知、研修等】

- ・ 新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する国の手引き等を周知する。**【保健福祉課、総務課】**

【医療資器材の整備】

- ・ 県が行う、医療機関において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）や増床の余地に関する調査の情報収集を行う。**【保健福祉課】**
- ・ 医薬品等の資材リストアップと必要な備蓄量を算出し、医薬品、消毒剤等を計画的に備蓄開始する。職員用にもマスク等の備蓄に努め、来庁者対応に備える。**【保健福祉課】**

【抗インフルエンザウイルス薬等の科学的知見の収集・分析】

- ・ 県が行う、国内で流通している抗インフルエンザウイルス薬等の効果や薬剤耐性についての情報収集を行う。**【保健福祉課】**

【抗インフルエンザウイルス薬等の流通体制の把握】

- ・ 県が行う、抗インフルエンザウイルス薬等の流通状況を把握する**【保健福祉課】**

第一種感染症指定医療機関（2床）

名 称	病床数	所 在 地	電話番号
岐阜赤十字病院	2床	岐阜市岩倉町3-36	(058)231-2266

第二種感染症指定医療機関（28床）

名 称	病床数	所 在 地	電話番号
岐阜赤十字病院	6床	岐阜市岩倉町3-36	(058)231-2266
大垣市民病院	6床	大垣市南類町4-86	(0584)81-3341
岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	6床	関市若草通5-1	(0575)22-2266
岐阜県立多治見病院	6床	多治見市前畑町5-161	(0572)22-5311
岐阜県厚生農業協同組合連合会久美愛厚生病院	4床	高山市中切町1-1	(0577)32-1115

※ 空気感染対応状況は、大垣市民病院以外の上記5病院は陰圧対応

結核病床を有する医療機関（137床）

名 称	病床数	所 在 地	電話番号
独立行政法人国立病院機構長良医療センター	52床	岐阜市長良1300-7	(058)232-7755
羽島市民病院	10床	羽島市新生町3-246	(058)393-0111
大垣市民病院	40床	大垣市南瀬町4-86	(0584)81-3341
郡上市国保白鳥病院	4床	郡上市白鳥町為真1205	(0575)82-3131
岐阜県立多治見病院	13床	多治見市前畑町5-161	(0572)22-5311
市立恵那病院	10床	恵那市大井町2725	(0573)26-2121
岐阜県厚生農業協同組合連合会久美愛厚生病院	8床	高山市大新町5-68	(0577)32-1155

6 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

【事業継続計画の策定促進】

- ・ 事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を策定する等、十分な事前準備を行うよう要請する。【保健福祉課、企画課、農林課】

【新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援】

- ・ 災害時要援護者対策計画に基づき、自治会や民生委員と連携をとりながら、支援を必要とする世帯（独居高齢者、障がい者世帯等）を把握し、生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）搬送、死亡時の対応等について具体的手続きを検討する。【保健福祉課、総務課、町民課】

【火葬能力等の把握】

- ・ 「埋火葬の円滑なガイドライン」に基づき、死亡者が多数であっても、公衆衛生上問題が生じることがないように、埋火葬を円滑にできる体制を整備しておく。また、県による火葬能力・遺体安置可能数の調査に協力し、情報共有を図る。それらを踏まえて受入体制等を整備する。【町民課】

【物資及び資材の備蓄等】

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備を整備する。【総務課、保健福祉課】

2 第一段階：県内未発生期

海外又は他県で新型インフルエンザ等が発生した状態。

県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。

発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

【第一段階】 県内未発生期

目的	国の水際対策との連携により、県内発生が遅延と早期発見に努める。 県内発生に備えて体制の整備を行う。
県の対策	<ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立つため、国等と連携し、海外・県外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、県民に準備を促す。 5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、県民の生活及び経済の安定のための準備、特定接種の実施、町民への予防接種の準備及び実施等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
町の対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 海外の発生状況に関する継続的な情報収集を実施する 2 保健所と連携し、問い合わせに対応する相談窓口を設置する 3 関係部署での情報交換と連携体制を強化する (必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部を設置する) 4 国と連携して、医療機関職員、白川町役場職員等に対して集団的な接種を行う事を基本に特定接種を行う

◇ 具体的対策 ※[〇〇課]は主に推進する課を記載している

1 実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部（特措法第15条第1項）が設置された場合*、県は直ちに県対策本部を設置する（特措法第22条第1項）。また、速やかに本部員会議を開催し、政府の基本的対処方針に基づき、県のアクションプランについて協議・決定する。**[県]**
- ・ 町でも国・県の機関等を通じて必要な情報収集を行い、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、直ちに白川町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。（特措法第34条第1項）。**[保健福祉課、総務課]**

*政府対策本部が設置されるまでの流れは以下のとおり。

【政府行動計画（抜粋）】

② WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表する（感染症法第44条の2第1項、第44条の6第1項）とともに内閣総理大臣に報告する（特措法第14条）。（厚生労働省）

③ ②の報告があった時は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置場所及び期間を国会に報告するとともに、公表する（特措法第15条第1項、第2項、第16条）。

2 情報提供・共有

- ・ 引き続き、県医師会と連携し、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムによりインフルエンザ等受診患者数の状況を把握する。**【保健福祉課、総務課】**
- ・ 引き続き、学校欠席者情報収集システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。**【教育課、保健福祉課】**
- ・ 町民に対して、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、ケーブルテレビ、音声告知端末放送等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、情報の届きにくい人（外国人、障がい者等）にも配慮しながら、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。**【総務課、企画課、保健福祉課】**
- ・ 医師会、薬剤師会及び町内医療機関、警察署、消防署、自治会等に対し、迅速な情報収集ができるように緊急連絡網の整備を要請する。**【総務課、保健福祉課】**
- ・ パンデミック（大流行）に備え、2週間分の感染予防物品（マスク等）及び生活必需品（食料、日用品等）の備蓄を勧奨する。**【保健福祉課、総務課】**
- ・ 感染拡大防止としてマスク着用、外出自粛を意識させ、本人、家族が発症した場合の対応（適切な受診方法、自宅療養等、相談窓口）を周知する。あわせて医療の確保への協力（不変不急の受診自粛等）を依頼する。**【保健福祉課、総務課、企画課】**
- ・ 病院、相談窓口を通して地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者、接触者相談センターや帰国者、接触者外来に関する情報を提供する**【保健福祉課、総務課】**

【相談窓口の設置】

- ・ 県は、国から提供されるQ&A等を活用し、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、町民からの一般的な健康相談に対応できるコールセンターを設置し、適切な情報提供を行う。また町においても、国からの要請に基づき、相談窓口を設置し、疾病に関する相談のみならず生活相談等広範な内容についても対応できる体制について対応する。**【町民課、保健福祉課】**

【情報共有】

- ・ 県、市町村、指定（地方）公共機関、関係団体は、インターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図る。**【保健福祉課、総務課、企画課】**

3 まん延防止に関する措置

【個人レベルでの対策】

- ・ 町内各学校、保育園、子育て支援施設、事業所、福祉施設等でのマスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等基本的な感染予防策の徹底を強化し、啓発する。また全家庭に体温計を常備し、平熱の確認といつでも測定できるよう周知していく。**【保健福祉課・教育課・企画課】**
- ・ 新型インフルエンザ様症状の認められる園児、児童、生徒、従業員に対しては出席停止及び受診の勧告を行い、必要に応じて臨時休校等の要請を行う。**【教育課、総務課】**

【渡航に関する注意喚起等】

- ・ WHOがフェーズ4の宣言した後、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、国から出される感染症危険情報をもとに、発生地域への旅行等について不要不急の渡航の延期や退避を勧告し、自粛要請を働きかける。また、今後出国できなくなる可能性、現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性についても情報提供を行う。**【総務課、保健福祉課】**

4 予防接種

(ワクチンの供給)

- ・ 県は、国の流通管理を基に、市町村、県医師会、医薬品卸売業者等と協議・調整を行い、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。町は協力をする。**【県】**

(特定接種)

- ・ 国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。**【保健福祉課・総務課】**

(住民接種)

- ・ 特措法第46条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第6条第3項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種の準備を行う。**【保健福祉課】**
- ・ パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。接種の実施に当たり、町内の病院・保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。**【保健福祉課】**

(情報提供)

- ・ ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、国と連携して積極的に情報提供を行う。**【保健福祉課】**

5 医療

【帰国者・接触者外来】

- ・ 県は、あらかじめ定めた医療機関に帰国者・接触者外来の設置を要請し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型コロナウイルス等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。**【県】**

【帰国者・接触者相談センター】

- ・ 県は、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。県と連携し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。**【県・保健福祉課】**

【流行予測と病床確保等の検討】

- ・ 県は、国から提供される情報を基に、流行期において予想される患者数、重症患者数等を算出し、必要となる病床を確保する。また、臨時の医療施設で医療を提供する必要があると予測する場合には、市町村等と協議し、当該施設を確保する。**【県・保健福祉課・総務課】**

【抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄】

- ・ 県は、県内における抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄量を公表するため、町は情報の収集に努める。**【保健福祉課】**

【医薬品等の流通】

- ・ 県は、医薬品流通関係者の会議を開催し、県内の抗インフルエンザウイルス薬等および迅速検査キットの在庫量を把握するための連絡体制、地域や医療機関に偏在が認められる場合には融通する体制を確認する。町はその情報収集に努める。**【保健福祉課】**
- ・ 町内での流行に備え、医薬品等の資材リストアップと必要な備蓄量を算出し、医薬品、消毒剤等を計画的に備蓄開始し、その活用方法について明確にする。また職員用にもマスク等の備蓄に努め、来庁者対応に備える。**【保健福祉課】**

6 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

【要援護者対策】

- ・ 新型コロナウイルス等の発生後、新型コロナウイルス等の発生が確認されたことを要援護者やその協力者へ連絡する。**【保健福祉課】**

【事業者の対応】

- ・ 「感染拡大防止に関するガイドライン」に基づき、事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染防止策及び業務の継続または自粛の準備を行うよう要請する。**【企画課、総務課、保健福祉課】**

【遺体の火葬・安置】

- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。**【町民課】**

【生活相談窓口の設置】

- ・ 状況に応じ、生活相談窓口を設置する。**【保健福祉課、町民課】**

3 第二段階：県内発生早期

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

【第二段階】 県内発生早期	
目的	<p>県内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>患者に適切な医療を提供する。</p> <p>感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>
県の対策	<ol style="list-style-type: none"> 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国と連携し、海外・国内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、県民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
町の対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を防止するための情報提供体制・相談体制を充実させる 2 「白川町新型インフルエンザ等対策本部」を設置する 3 住民接種の実施

◇ 具体的対策 ※[〇〇課]は主に推進する課を記載している

1 実施体制

【基本的対処方針等の決定】

- ・ 県内で患者が発生した場合、県は、県内発生早期に入ったことを宣言するとともに、国の基本的対処方針に基づき、専門家や関係者の意見を踏まえ、県のアクションプランを協議・改定する。**【県】**
- ・ 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、直ちに、白川町新型インフルエンザ等対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。**【保健福祉課、総務課】**
- ・ 県、保健所が中心となって実施する積極的疫学調査の実施に協力する。**【保健福祉課】**

2 情報提供・共有

- ・ 引き続き、県医師会と連携し、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムによりインフルエンザ等受診患者数の状況を把握する。**【総務課、保健福祉課】**
- ・ 引き続き、学校欠席者情報収集システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。**【教育課、保健福祉課】**
- ・ 学校、保育園、子育て支援施設及び福祉施設等で患者が発生した場合、速やかに保健所、町に連絡するように協力を要請する。**【教育課、保健福祉課】**
- ・ 引き続き、町民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等、又は公共交通機関の運行状況も合わせて詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。**【総務課、保健福祉課、企画課】**
- ・ 新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、予防策など最新情報を町民に情報提供する。町民に対して咳エチケット、うがい、手洗い等の予防対策の徹底（習慣化）を図る。また患者となった場合の対応（帰国者・接触者外来の受診の方法等）を周知する。**【保健福祉課】**
- ・ 県内の発生状況を公表する際には、患者の個人が特定されないように配慮するとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、風評被害等が生じないよう冷静な対応を町民に呼びかける。**【保健福祉課】**
- ・ 各種情報を確認し、根拠のない虚偽の噂情報や差別につながる情報を助長しないよう監視していく。**【保健福祉課】**
- ・ 海外渡航者に、新型インフルエンザ等の感染予防、帰国時の注意事項について啓発を行う。
- ・ パンデミック（大流行）に備え、2週間分の感染予防物品（マスク等）及び生活必需品（食料、日用品等）の備蓄を勧奨する。**【総務課、保健福祉課】**
- ・ 学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。**【保健福祉課】**
- ・ 町内小中学校を通じ、児童・生徒及びその家族に対し、また、町内に居住する外国人、障がい者、高齢者等に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。必要に応じて町民の支援（食糧品の備蓄や配布）を実施する。**【保健福祉課、総務課、教育課】**

【相談窓口の継続】

- ・ 国から提供されるQ&Aの改訂版を活用し、相談窓口を設置する。**【保健福祉課、町民課】**

【情報共有】

- ・ 引き続き、県、市町村、指定（地方）公共機関、関係団体はインターネットを活用し、適時適切な情報共有を図る。**【保健福祉課、総務課】**

3 まん延防止に関する措置

【個人・地域レベルでの対策強化】

- ・ 町内で発生した場合、町民や関係者に対して次の依頼を行う。**【保健福祉課、総務課、教育課、企画課】**
 - 町民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混み

を避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。

- ▶事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ▶ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に依頼する。
- ▶公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。
- ▶町民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。
- ▶必要に応じ集会主催者、興行施設等の運営者に対し、感染対策の徹底や活動の自粛について要請する。
- ▶必要に応じ事業者に対し、不要不急の業務を縮小するよう要請する。
- ▶必要に応じ公共交通機関に対し、利用者間の接触機会を減らすための措置を講ずるよう要請する。

【病院、高齢者施設等における感染対策】

- ・ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう依頼する。【保健福祉課】

【県内での感染拡大防止】

- ・ 医療機関では患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場にいる者、又はワクチン未接種の医療従事者であって十分な防御なく曝露した者への抗インフルエンザ薬等の予防投与を実施する。又、町民に混乱がないよう随時、情報提供を行う。【保健福祉課、企画課】
- ・ 山間地域など一定の条件を満たす場合には、直ちに国により地域封じ込め実施が検討されるため、その決定について基づき対応する。【総務課、保健福祉課】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。町は県と連携して対策を実施する。【保健福祉課、教育課】

(外出自粛等の要請)

- ▶ 町民に対しては、特措法第 45 条第 1 項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町村単位又は圏域単位）とする。

(施設の使用制限等の要請等)

- ▶ 学校、保育所等（特措法施行令第 11 条第 1 項第 1 号・第 2 号に定める施設に限る。）に対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時

休業や入学試験の延期等)の要請を行う。

- 上記以外の施設に対しては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- 多数の者が利用する施設（特措法施行令第 11 条第 3 号から第 14 号までに定める施設に限る。）で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。
- 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命・健康の保護、町民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の指示を行う。
- 特措法第 45 条第 2 項・第 3 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

4 予防接種

- ・ 県内未発生期からの対策を継続する。**【保健福祉課】**

5 医療

【帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター】

- ・ 引き続き、県が行う、発生源からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を周知継続する。また、患者数が増加してきた段階においては、一般の医療機関でも診療する体制に移行することを周知する。**【保健福祉課】**

【流行予測と病床確保等の検討】

- ・ 県は、引き続き、国から提供される情報を基に、流行期において予想される患者数、重症患者数等を算出し、必要となる病床を確保する。また、臨時の医療施設で医療を提供する必要が生じると予測する場合には、県・町と協議し、当該施設を確保する。**【保健福祉課】**

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合、医療機関及び医薬品販売業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品の販売等を確保するために必要な措置を講ずる(特措法第 47 条)。**【登録事業所】**

6 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

【要援護者対策】

- ・ 町民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分、配布を行う。**【町民課】**
- ・ 新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について患者や病院から要請があった場合は、国・県と連携し必要な支援(見回り、食事提供、病院へ

の移送)を行う。【保健福祉課、総務課】

【事業者の対応等】

- ・ 「感染拡大防止に関するガイドライン」と事業継続計画に基づき、職場内感染を防止し、出勤する職員を減らしつつ、重要業務が継続できるよう調整を図る。また、事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取り組みや職場の感染防止を開始するよう要請する。【企画課、総務課、保健福祉課】
- ・ 町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう依頼する。【企画課、保健福祉課】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。

(事業者の対応等)

- 指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。【総務課】
- 登録事業者は、医療の提供並びに町民の生活及び経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。【保健福祉課】

(電気・ガス・水の安定供給)

- 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第 52 条第 1 項）。【総務課】
- 水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第 52 条第 2 項）。【建設環境課】

(運送・通信・郵便の確保)

- 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染対策等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる（特措法第 53 条第 1 項）。【総務課、企画課】
- 電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる（特措法第 53 条第 2 項）。【総務課】
- 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。（特措法第 53 条第 3 項）【総務課】

(サービス水準に係る町民への呼びかけ)

- 町民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を

許容すべきことを呼びかける。**〔総務課〕**

(生活関連物資等の価格の安定等)

- ▶生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。**〔企画課、農林課、保健福祉課〕**

(生活相談窓口の設置)

- ▶必要に応じ、町民の生活相談窓口の充実を図る。**〔保健福祉課、町民課〕**

【遺体の火葬・安置】〔町民課〕

- ・ 「埋火葬の円滑なガイドライン」に基づき、死亡者が多数にのぼったとしても、公衆衛生上問題が生じることがないように、埋火葬を円滑にできる体制を整備しておく。
- ・ 遺体安置所を設置し、受入体制等を整備する。
- ・ 一時埋葬地候補をリストアップする。
- ・ 県と連携して確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を域内における新型インフルエンザ等の発生状況をふまえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する物の手に渡るよう調整する。なお、非透過性納体袋は、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する物に必要な数量を配布する。

4 第三段階：県内感染期

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

【第三段階】 県内感染期	
目 的	<p>医療体制を維持する。</p> <p>健康被害を最小限に抑える。</p> <p>県民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。</p>
県の対策	<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 2) 地域ごとに発生状況が異なり、実施すべき対策が異なる場合もあることから、必要な場合には地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、県民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに接種する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。
町の対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体安置所の設置等を実施する 2 流行の拡大に備えた医療体制を強化する 3 不要不急の外出や催し物の自粛を要請する 4 事業継続計画に沿った職員のための感染防止策の実施と業務調整を図る 5 町民（特に社会的弱者等）への支援を強化する 6 重症患者を中心とする入院医療体制へ転換していく 7 病床を含めた既存の医療資源を最大限活用していく 8 公共交通機関、ライフラインを確保する 9 社会不安を解消するため広報活動を充実・強化する

◇ 具体的対策 ※[〇〇課]は主に推進する課を記載している

1 実施体制

- ・ 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、直ちに、白川町新型インフルエンザ等対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。**[保健福祉課、総務課]**

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 特措法第32条第1項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、当該区域の市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、県による代行（特措法第38条）、他の市町村による応援（特措法第39条）の措置を活用する。**[県]**

2 情報提供・共有

【受診患者数の把握】

- ・ 引き続き、県医師会と連携し、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより、インフルエンザ等受診患者数の状況を把握する。**[保健福祉課、総務課]**

【学校サーベイランスの縮小】

- ・ 引き続き、学校欠席者情報収集システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。**[教育課、保健福祉課]**

【情報提供】

- ・ 引き続き、町民に対し、音声告知端末放送・ケーブルテレビ・広報しらかわ等を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等又は公共交通機関の運行状況も合わせて、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。**[総務課、企画課、保健福祉課、教育課]**
- ・ 岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより受診患者数、学校の休業状況等の最新の流行状況が発信されることについて、町民への周知を強化する。**[保健福祉課、教育課]**

【相談窓口の継続】

- ・ 国から提供されるQ&Aの改訂版を活用し、相談窓口を設置する。**[保健福祉課、町民課]**

【情報共有】

- ・ 引き続き、県、市町村、指定（地方）公共機関、関係団体はインターネットを活用し、適時適切な情報共有を図る。**[保健福祉課、総務課、企画課]**
- ・ 厚生労働省、県庁等を通じて、国内、県内での発生状況の把握と当該対策強化を呼びかけ、町民が混乱しないように必要な情報を的確に公表できるよう体制を整える。**[保健福祉**

課・総務課]

- ・ 各種情報を確認し、根拠のない虚偽の噂情報や差別につながる情報を助長しないよう監視していく。[企画課、保健福祉課]
- ・ 学校、保育園、子育て支援施設及び福祉施設等で患者が発生した場合、速やかに保健所、町に連絡するように協力を要請する[教育課、保健福祉課]

3 まん延防止に関する措置

【個人・地域レベルでの対策強化】

- ・ 町内で発生した場合、町民や関係者に対して次の依頼を行う。[保健福祉課、総務課、教育課、企画課]
 - ▶町民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。
 - ▶事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ▶ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に依頼する。
 - ▶公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。
 - ▶町民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。
 - ▶必要に応じ集会主催者、興行施設等の運営者に対し、感染対策の徹底や活動の自粛について要請する。
 - ▶必要に応じ事業者に対し、不要不急の業務を縮小するよう要請する。
 - ▶必要に応じ公共交通機関に対し、利用者間の接触機会を減らすための措置を講ずるよう要請する。

【病院、高齢者施設等における感染予防策】

- ・ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き依頼する。[保健福祉課]

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。町は県と連携して対策を実施する。[保健福祉課、総務課]

(外出自粛等の要請)

- ▶ 町民に対しては、特措法第 45 条第 1 項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

(施設の使用制限等の要請等)

- ▶ 学校、保育所等（特措法施行令第 11 条第 1 項第 1 号・第 2 号に定める施設に限る。）に対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ▶ 上記以外の施設に対しては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ▶ 多数の者が利用する施設（特措法施行令第 11 条第 3 号から第 14 号までに定める施設に限る。）で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ▶ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命・健康の保護、町民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の指示を行う。
- ▶ 特措法第 45 条第 2 項・第 3 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

【県内での感染拡大防止】

- ・ 医療機関は、まん延期における患者との濃厚接触者（同居者を除く）及び同じ職場等に
いる者への抗インフルエンザウイルス薬等の予防投与を原則として見合わせる。【県】
- ・ 患者と同居する者に対する予防投薬については、第二段階における効果を評価した上で
継続の有無を決定する。【県】
- ・ 回復期には、上記の感染拡大防止策を段階的に縮小する。【県】

4 予防接種

- ・ 県内未発症期からの対策を継続する。【保健福祉課】

5 医療

【帰国者・接触者外来、入院勧告の中止】

- ・ 県の指導に基づき、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に
基づく患者の入院勧告は中止され、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないことと
している医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の
患者の診療が行われる。【県】

【入院治療】

- ・ 県は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請
するよう、関係機関に周知する。【県】

【在宅患者への支援】

- ・ 県の要請に基づき、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。**【保健福祉課、町民課】**

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。**【県】**

（医療等の確保）

- 医療機関及び医薬品販売業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品の販売等を確保するために必要な措置を講ずる（特措法第 47 条）。**【県】**

（臨時の医療施設の開設）

- 県は、区域内の医療機関が不足した場合、医療機関に対し、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第 10 条）等の措置を要請する。**【県】**
- また、県は、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を開設し、医療を提供する（特措法第 48 条第 1 項）。**【県】**
- 臨時の医療施設の設置は、必要に応じ、県から町長に委任される（特措法第 48 条第 2 項）。**【保健福祉課】**
- 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。**【保健福祉課】**

【抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用】

- ・ 県内における抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄量の把握を行う。

6 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

【要援護者対策】

- ・ 引き続き町民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分、配布を行う。**【町民課】**
- ・ 新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について患者や病院から要請があった場合は、国・県と連携し必要な支援（見回り、食事提供、病院への移送）を行う。**【保健福祉課、総務課】**

【事業者の対応等】

- ・ 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講ずるよう要請する。**【企画課、総務課、保健福祉課】**
- ・ 町内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小や職場の感染防止策を講ずるよう要請する。

〔企画課、農林課、保健福祉課〕

- ・ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。**〔企画課、農林課、保健福祉課〕**
- ・ 社会機能の維持のため、必要に応じ、町民、事業者等へ協力を呼びかける。**〔企画課、農林課、保健福祉課〕**

【町民・事業者への呼びかけ】

- ・ 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。**〔企画課、農林課、保健福祉課〕**

【遺体の火葬・安置】 **〔町民課〕**

- ・ 引き続き遺体搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また火葬場の火葬能力に応じて臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ・ 県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。
- ・ 県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、町内で火葬を行う事が困難と判断される場合は、他市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保すると共に遺体の搬送の手配等を実施する。
- ・ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。又、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ・ 万一臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずると共に、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。

(事業者の対応等)

- ▶ 指定 (地方) 公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
- ▶ 国が必要に応じ示す当該事業継続のための法令の弾力運用について、迅速に関係者へ周知を行う。

(電気及びガス並びに水の安定供給)

- ・ 公共交通機関、電気、ガスなどの事業者に対して要員を確保するよう要請する。**〔総務課、企画課〕**

- ・ 水道事業を営む町として、要員を確保し、水道の安定供給を図る。**[建設環境課]**
- ・ ごみの処理状況の調査を行い、ごみ処理機能の維持を図る。通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、町民や事業者にごみの減量化を求める要請を行う。**[建設環境課]**
- ・ ライフラインの供給不足が予測される場合、町及びライフライン事業者の広報媒体により、町民、事業者への使用抑制について協力を要請する。**[建設環境課、総務課]**

(運送・通信・郵便の確保)

(サービス水準に係る町民への呼びかけ)

(緊急物資の運送等)

- 県内発生早期の対策を継続する。**[総務課]**

(生活関連物資等の価格の安定等)

- 生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。**[企画課、総務課、農林課]**
- 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。**[企画課、総務課、農林課]**

(生活相談窓口の設置)

- 県内発生早期の対策を継続する。**[保健福祉課、町民課]**

(要援護者への生活支援)

- 在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う**[保健福祉課、総務課、町民課]**

(埋葬・火葬の特例等)

- 火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう依頼する。**[町民課]**
- 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。**[町民課、保健福祉課]**
- 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。**[県]**
- 国が、特措法第 56 条第 1 項に基づき、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合、県は市町村へ速やかに周知する。**[県、町民課]**

【防犯】

- ・ 混乱に乗じて発生が予測される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、防犯・防災活動の広報啓発活動を推進する。**[総務課]**

5 第四段階：小康期

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
大流行はいったん終息している状況。

【第四段階】 小康期

目 的	県民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
県の対策	1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。
町の対策	1 県に準じる 2 「白川町新型インフルエンザ等対策本部」を廃止する

◇ 具体的対策 ※[〇〇課]は主に推進する課を記載している

1 実施体制

【体制・措置の縮小等】

- 県、市町村、指定（地方）公共機関は、国と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。【**保健福祉課、総務課**】

【対策本部の廃止】

- 政府が緊急事態宣言を解除したときは、速やかに白川町新型インフルエンザ等対策本部を廃止する（特措法第37条）。【**保健福祉課、総務課**】

【対策の評価、見直し】

- 県、市町村、指定地方公共機関は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、業務計画、マニュアル等の見直しを行う。【**保健福祉課、総務課**】

2 情報提供・共有

【受診患者数の把握】

- 引き続き、県医師会と連携し、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムにより、インフルエンザ受診患者数等の状況を把握する。【**保健福祉課、総務課**】

【学校サーベイランスの再強化】

- 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強

化する。**【教育課、保健福祉課】**

【国際的、全国的な情報提供】

- ・ 町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。**【企画課、保健福祉課、総務課】**

【相談窓口の縮小】

- ・ 県は、状況を見ながら、コールセンターを縮小するとともに、町に置く相談窓口も縮小する。**【保健福祉課、町民課】**

【情報共有】

- ・ 県が示す、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針等情報を把握する。**【保健福祉課、総務課】**

3 まん延防止に関する措置

【町内での感染防止】

- ・ 各地域の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、周知する。**【総務課、保健福祉課、教育課】**
- ・ 流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行に備えて、まん延防止対策の見直しを図る。

【保健福祉課】

4 予防接種

- ・ 流行の第二波に備え、特措法第 46 条（緊急事態宣言がされている場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を行う。**【保健福祉課】**

5 医療

- ・ 医療機関に対し、次の点について要請する。**【保健福祉課】**
 - ① 新型インフルエンザ等発生時前の通常の医療体制に戻す。
 - ② 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。
- ・ パンデミックワクチンが製造され次第、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対する先行接種を開始する。**【保健福祉課】**
- ・ 引き続き、パンデミックワクチンの接種順位及び接種体制について、町民に周知する。**【保健福祉課】**
- ・ 流行の第 2 波に備えて、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を行う。**【県】**
- ・ 必要に応じた医療資器材等の確保に努めるとともに、配備計画の見直しを図る。**【県】**

6 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

【要援護対策】

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き国・県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。**【保健福祉課、総務課】**

【町民・事業者への呼びかけ】

- ・ 引き続き、必要に応じ、町民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。**【企画課、農林課、保健福祉課】**

【業務の再開】

- ・ 一般の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について検討を行い、周知する。**【総務課、保健福祉課】**
- ・ 指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。**【総務課】**

【事業の縮小・継続】

- ・ 事業継続計画に基づき、職場内感染を防止し、出勤する職員数、重要業務が継続できるよう調整を図る。**【総務課】**
- ・ 流行状況を踏まえ、町民に対して各種行事の自粛の解除を広報する。**【総務課、企画課】**

【遺体の火葬・安置】

- ・ 一時的に埋葬は、新型インフルエンザ等による死亡者数の状況を踏まえて、埋火葬による平常の体制に戻す。**【町民課】**
- ・ 遺体安置所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。**【町民課】**

【防犯】

- ・ 防犯・防災機能の状況を踏まえ、防犯・防災活動を平常時の体制に移行する。**【総務課】**

作 成 岐阜県白川町役場 保健福祉課
編集履歴 平成21年3月 初版発行
平成26年10月